

保育所等における医療的ケア児受入れに関するガイドライン

令和8年10月

阿 南 市

(令和8年10月1日施行)

はじめに

近年、医療技術の進歩に伴い、日常的に医療的ケアを必要とする児童（以下「医療的ケア児」という。）の数は増加しています。令和３年９月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、保育所等は在籍する医療的ケア児に対して適切な支援を行う責務を有することが明記されました。

阿南市では、令和９年４月からの医療的ケア児の保育所等受入れ開始に向け、ガイドラインを策定しました。すべての子どもが地域の中で安心して保育を受けられる環境を整えるため、本ガイドラインは、保育所等における医療的ケア児の円滑な受入れを支援することを目的として、関係者の役割、手続き及び留意事項等をまとめたものです。

本ガイドラインが保育所等・関係機関において広く活用され、医療的ケア児とその家族が安心して地域で暮らせる社会の実現に貢献することを願います。

阿南市 こども保育課

目 次

第1章 基本的事項

- 1 趣旨・目的
- 2 根拠法令等
- 3 医療的ケアの内容
- 4 対象施設・対象児童・対象年齢・利用時間等

第2章 利用開始までの流れ

- 1 全体フロー（4月利用開始の場合）
- 2 各段階の対応

第3章 入所（園）後の継続確認

- 1 医療的ケアの継続審査
- 2 長期欠席時の対応

第4章 保育における配慮事項

- 1 集団保育での配慮
- 2 日常の保育実施にあたっての配慮
- 3 安全への配慮

第5章 関係者の役割と研修

- 1 関係機関の連携
- 2 研修機会の確保
- 3 小学校等との連携

参 考 様式一覧

第Ⅰ章 基本的事項

Ⅰ 趣旨・目的

近年、医療技術の進歩に伴い、日常生活のうえで医療的ケアを必要としている子どもの数は年々増えており、医療的ケア児の保育ニーズが高まっています。そうした中、平成 28 年の児童福祉法改正により、医療的ケア児への対応が市町村の努力義務として明記されました。さらに、令和 3 年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、地方公共団体において医療的ケア児及びその家族に対する支援施策を実施する責務が明記されています。

阿南市においても、医療的ケア児とその家族が住み慣れた地域で安心して生活し、保護者が就労等を継続できるよう、保育所等における受入れ体制の整備が喫緊の課題となっています。

本ガイドラインは、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所（以下「保育所等」という）での、医療的ケア児の受入れにあたり必要となる基本的な考え方や留意事項等を示すことにより、阿南市において保育所等での医療的ケア児の円滑な受入れ及び支援が図られることを目的とするものです。

医療的ケア児の受入れにあたっては、医療・福祉をはじめとした関係機関との連携が不可欠であり、阿南市では本ガイドラインに基づき連携体制を日常的に構築します。また、本ガイドラインは、医療的ケア児だけでなく、すべての子どもが共に育ち合う環境を整備し、「誰ひとり取り残さない共生のまち」の実現に向けた取組の一環として位置づけられます。

2 根拠法令等

- ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号）
- ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ・保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）
- ・医療的ケア児保育支援事業実施要綱（こども家庭庁）
- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

3 医療的ケアの内容

対象とする医療的ケアの種類は、一律に限定するのではなく、医療的ケア児支援協議会における検討を踏まえ、市が安全に提供できると判断したものを対象とします。

医療的ケアの種類	内容
インスリン注射・血糖管理	血糖測定、インスリン注射（看護師が実施）
導尿	看護師による導尿、又は自己導尿の介助
経管栄養	経鼻経管栄養、胃ろう、腸ろうからの栄養注入
喀痰吸引	口腔・鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理
その他	上記以外で受入施設の状況により対応可能と判断された医療的ケア（市が認めたもの）

※ 人工呼吸器による呼吸管理、高度な医療機器を必要とするものは原則として対象外とします。

4 対象施設・対象児童・対象年齢・利用時間等

項 目	内 容
対 象 施 設	保育所・認定こども園・小規模保育事業所のうち、看護師又は訪問看護師の配置が確保できる施設
対 象 児 童	子ども・子育て支援法第19条第1号及び第2号に該当する家庭の児童であって、以下の①～⑥のすべてを満たす者 【1号認定】公立認定こども園において、現時点では4歳児以上を対象とする。ただし、今後、私立認定こども園において看護師又は訪問看護師の配置が確保された場合は、当該施設において3歳児（1号認定）についても対象に加えることができる。 【2号認定】公立・私立ともに3歳児以上を対象とする。 ①病状が安定し集団保育が可能 ②主治医が保育所等利用を適当と判断 ③保護者による安定したケアが確立 ④保育所等との情報共有が可能 ⑤主治医・保護者の同意のもと関係機関との連携が可能 ⑥保育所等の受入体制が整備済み
対 象 年 齢	利用する年度の4月1日時点で3歳以上
利 用 開 始	原則として各年度4月1日

	年度途中の受入れは医療的ケア児支援協議会（＊）の意見を踏まえ市が判断
利 用 時 間	週 5 日（月～金曜日）、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（施設の看護職員配置状況により個別に調整）

＊阿南市医療的ケア児支援協議会設置要綱（令和 8 年阿南市要綱第 7 7 号）による協議会

第 2 章 利用開始までの流れ

1 全体フロー（4 月利用開始の場合）

時 期	対応内容	詳 細	関係者
9 ～ 10 月	・利用相談 ・主治医意見書 ・施設見学	・保護者からの相談受付 ・状況把握 ・医療的ケアに係る主治医意見書（様式第 1 号）の確認 ・施設見学 ・医療的ケア内容の事前説明	保護者 市 保育所等 主治医
11 月	・入所申込み ・医療的ケア実施申込み	・医療的ケア実施申込書一式提出（様式第 2 号～様式第 4 号）	保護者 市
12 ～ 2 月	・利用調整 ・医療的ケア児支援協議会開催 ・内定 ・受入れ準備	・市による利用調整 ・医療的ケア児支援協議会にて受入れ体制等を協議 ・主治医指示書取得 ・カンファレンス ・利用前面談 ・個別支援計画 ・マニュアル作成	市 医療的ケア児支援協議会 保育所等 保護者 主治医
2 ～ 3 月	・入所決定	・入所決定通知の発送	市 保育所等 保護者
4 月	・利用開始	・慣らし保育の実施 ・医療的ケアの提供開始 ・医療機器等預かり同意書（様式第 7 号）の提出	市 保育所等 保護者

2 各段階の対応

(1) 利用相談・施設見学

保護者は、こども保育課に利用相談を行います。市は保育の必要性・ケア児の状況・利用希望を聞き取り、手続きの流れを説明します。保護者は医療的ケアに係る主治医意見書（様式第1号）を取得し、市に提出します。市は、保育所等に医療的ケアの内容を説明したうえで施設見学を調整します。主治医の意見書作成に係る費用は保護者負担とします。

(2) 入所申込み・医療的ケア実施申込み

保護者は通常の保育所等入所申込とあわせて下記の医療的ケアに係る申込書類一式を市に提出します。

- ・医療的ケア実施申込書（様式第2号）
- ・医療的ケアに係る調査票（様式第3号）
- ・医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書（様式第4号）

(3) 利用調整

医療的ケア児の受入れは、看護職員の配置等の体制が限られることから、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ、保育を必要とする事由がある家庭の児童【2号認定】を優先します。

・受入れ可能施設

医療的ケア児の受入れは、看護師又は訪問看護師の配置が確保された施設において行います。

・【2号認定】に該当する児童

保護者は、受入れ可能施設のうちから第一希望及び第二希望を記載して申込みを行います。申込みが受入れ可能数を超える場合は、市の利用調整基準（保育の必要性の高い順）により順位を決定し、上位の児童から希望する施設に決定します。

・【1号認定】に該当する児童

【1号認定】の児童については、公立認定こども園において、【2号認定】の児童の利用調整を行ったうえで、なお受入れ可能数に空きがある場合に対象とします。

- ・利用調整により決定した児童及び施設について、医療的ケア児支援協議会において受入れの体制等を協議します。

(4) 医療的ケア児支援協議会

市は、医療的ケア児支援協議会を開催し、医療的ケア児の受入れ体制の構築及び適切な支援の提供に必要な事項について協議します。

利用調整により決定した児童及び施設については、主治医意見書の内容、医療的ケアの内容、当該施設の看護職員の配置状況その他の受入れ体制等について協議会に報告し、安全な受入れに必要な体制及び留意事項について意見を聴きます。

市は、協議会の意見を踏まえ、受入れを決定し、保護者に内定を通知します。受入れ体制の整備等に時間を要する場合は、その旨を通知するとともに、他の支援・サービスを案内します。

(5) 受入れ準備（主治医連携・面談・マニュアル整備）

内定後、保護者は主治医に医療的ケアに関する指示書（様式第5号）の作成を依頼し市に提出します。市は、原本を保育所等に送付します。保護者同席のもと、主治医と保育所等職員のカンファレンスを実施し、手技・緊急時対応等を確認します。保育所等は個別支援計画・医療的ケア手技手順表・緊急時対応フロー等の必要書類を整備します。

(6) 利用決定

市が保護者に利用決定通知を発送します。利用承諾期間は当該年度末までとし、次年度の継続利用には改めて審査を行います。

第3章 入所（園）後の継続確認

1 医療的ケアの継続審査

(1) ケア内容の変更

受入児童のケア内容に変更が生じた場合、保護者は医療的ケアに係る主治医意見書（様式第1号）・医療的ケア実施申込書（様式第2号）を改めて提出します。市は保育の提供を原則中断し、医療的ケア児支援協議会の意見を聴いたうえで、市が継続可否を決定します。

(2) 年度更新時の現況報告

次年度も引き続き保育所等を利用する場合、保護者は利用申請時期に医療的ケアに係る主治医意見書（様式第1号）・医療的ケアに関する指示書（様式第5号）を主治医から再取得のうえ提出します。市は、医療的ケア児支援協議会の意見を踏まえ、継続可否を決定します。

(3) 医療的ケアの終了

ケアの必要がなくなった場合、保護者は医療的ケア終了届（様式第6号）及び医療的ケアに係る主治医意見書（様式第1号）を提出します。保育を必要とする事由が残る場合は、医療的ケアを要しない児童として利用を継続できます。

2 長期欠席時の対応

・手術・入院等を除く自己都合による長期欠席、または著しく利用日数が少ない月が続く場合は、原則退所とします。

・長期欠席後の利用再開にあたり集団保育の可否の確認が必要な場合は、主治医意見書（様式第1号）を求める場合があります。

第4章 保育における配慮事項

1 集団保育での配慮

・【職員連携】

施設長を中心に受入れ児童の医学的状況・家庭での情報を施設全体で共有する仕組みを構築し、医療的ケアの内容・緊急時対応等を職員間で確実に申し送ります。

・【慣らし保育】

利用開始後一定期間、保護者が付き添い短時間から実施します。期間は個々の状況・看護職員の習熟度等を踏まえ保護者と保育所等が協議のうえ決定します。

・【日課の流れ】

登所（園）時は連絡帳等で健康状態を確認します。日中は看護職員・保育士等が役割分担のうえ、受入れ児童が他児と積極的に関わりながら過ごせるよう配慮します。医療的ケアは主治医指示書に基づきプライバシーに配慮したスペースで実施し、実施記録を職員・保護者間で共有します。

・【行事・園外活動】

事前に保護者・主治医の了解を得るとともに、施設長が安全確保ができないと判断した場合は、あらかじめその旨を保護者に説明したうえで、変更・中止することがあります。

2 日常の保育実施にあたっての配慮

・【他の保護者・児童への配慮】

保護者の同意を得たうえで、同クラスの保護者に説明し理解を得るよう努めます。園内児童への医療器具の取扱い説明など、事故防止のための適切な配慮を行います。

・【感染症対応】

「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚生労働省）に準じた対応を行い、施設内流行時は保護者に速やかに情報提供します。

・【体調変化への対応】

看護職員が勤務できない日は事前に保護者へ連絡します。保育中に保育継続が困難と判断した場合は保護者に迎えを依頼し、緊急時は対応フローに従い主治医の指示を仰ぎます。

・【給食の提供】

医療的ケアに関する指示書に基づき保護者と事前協議します。特別な配慮が必要で施設対応が困難な場合は弁当持参等を依頼します。

3 安全への配慮

・【緊急時の対応】

チューブ抜去・急変等を想定した緊急時対応フローを作成し、全職員で共有するとともに定期的に訓練を実施します。

・【災害時の対応】

避難経路・医療機器バッテリー確保・個別の非常用リュック（医薬品・対応手順書・連絡先等）の準備について、平時から保護者と確認します。

・【リスクマネジメント】

ヒヤリハットを記録・分析し、危険因子の排除・改善策を施設全体で検討します。事故発生時はこども保育課に速やかに報告します。

第5章 関係者の役割と研修

I 関係機関の連携

関係者	主な役割・責任
保育所等	・施設長：医療的ケア受入れの総括管理責任者として体制整備・保護者・主治医・市との連絡窓口を担う ・看護職員：主治医指示書に基づくケアの直接実施・全職員への研修・緊急時の迅速な対応 ・保育士等：医療行為に該当しない範囲での看護職員補佐・受入れ児童の体調異変の察知と報告
保護者	・家庭での健康状態を登所（園）時に口頭・連絡帳等で職員に伝達する ・主治医・施設長・市との調整・情報共有に積極的に協力する ・医療的ケアに必要な物品を適切に提供・管理する
主治医	・集団保育の可否判断・医療的ケア指示書の発行 ・看護職員への実技研修を行う ・緊急時の対応方針を保護者・保育所等と協議し指示書に記載する
市 こども保育課	・保護者への制度説明・相談受付 ・医療的ケア児支援協議会の事務局 ・受入れの最終決定・保育所等への指導助言 ・支援体制の構築 ・訪問看護事業所等との調整 ・保育所等の受入れ体制強化のための施策展開
行政機関	・障害福祉に係る相談への助言及び各種サービスの案内 ・医療的ケア児等支援センター等、関係機関との橋渡し

2 研修機会の確保

市は受入れ児童の有無にかかわらず、徳島県・関係団体等が実施する医療的ケアに関する研修情報を広く保育所等に提供し、理解促進を図ります。受入れ保育所等は、看護職員を中心に関わる可能性のある職員が必要な知識・技術を習得できるよう研修機会の確保に努めます。

3 小学校等との連携

就学にあたり、保育所等は保護者の同意を得て小学校等に健康状態・対応方法・今後の課題等を丁寧に引き継ぎ、スムーズな移行を支援します。